

船舶事故調査報告書

平成23年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 石川 敏 行
委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年12月16日 02時30分ごろ
発生場所	愛媛県松山市野忽那島牛ヶ口埼 野忽那島灯台から真方位073° 200m付近 (概位 北緯33° 57.9′ 東経132° 41.9′)
事故調査の経過	平成22年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第八白鳥丸、430トン 134673、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 泉海運有限会社 66.00m×12.50m×7.00m、鋼 ディーゼル機関、出力735kW、平成6年2月17日
乗組員等に関する情報	機関長 男性 48歳 五級海技士（航海）、（五級海技士（機関）併有） 免許年月日 昭和59年9月5日 免状交付年月日 平成18年8月21日 免状有効期間満了日 平成23年8月29日
死傷者等	なし
損傷	船首船底に凹損及び亀裂
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、空倉のまま船首約1.40m、船尾約3.10mの喫水で、平成22年12月16日01時30分ごろ愛媛県今治市梶取ノ鼻南西方沖において、機関長が船長から引き継いで単独の船橋当直につき、安芸灘を南西進した。 機関長は、安芸灘南航路第3号灯浮標（以下、灯浮標については、「安芸灘南航路」を省略する。）を通過したのち、02時00分ごろ針路を推薦航路線に沿う222°（真方位）に定め、9.5ノットの対地速力で自動操舵とし、椅子に腰掛けて当直に当たっていたところ、視界や天気が良く、周囲に航行中の他船や操業中の漁船が少なかったことから気が緩んで居眠りに陥った。 本船は、変針予定場所の第2号灯浮標付近に至ったものの変針されず、野忽那島に向けて航行し、02時30分ごろ、野忽那島東端の牛ヶ口埼の岩場に乗り揚げた。 本船は、03時30分ごろ自力離礁して目的地に向かったが、他船の通

	報により海上保安庁の巡視艇の立入検査を受け、松山港で錨泊した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮中央期	
その他の事項	<p>機関長は、健康状態は良好で、薬物の服用及びアルコール類の摂取はなかった。</p> <p>機関長は、入直前に約5～6時間の睡眠をとっており、睡眠不足ではなかった。</p> <p>本船の操舵室には、居眠り防止装置が設置されており、赤外線センサーが当直者の動きを10分間感知しない場合、警報音が鳴るよう設定されていたが、本事故時には鳴らなかった。</p> <p>本船の変針予定場所である第2号灯浮標付近から事故発生現場までの距離は、約2.5海里で、所要時間は約16分であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、野忽那島北東方沖を自動操舵で南西進中、単独で船橋当直中の機関長が、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して野忽那島に向けて航行し、同島東端の牛ヶ口埼の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>機関長は、視界や天気が良く、周囲に航行中の他船や操業中の漁船が少なかったことから気が緩み、椅子に腰を掛けて船橋当直を続けていたところ、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>本船の居眠り防止装置は、作動しなかった可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、野忽那島北東方沖を自動操舵で南西進中、単独で船橋当直中の機関長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して野忽那島に向けて航行し、同島東端の牛ヶ口埼の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	